

ひとり親世帯家賃低廉化補助事業における 所得の計算方法

1. 所得の計算方法

(1) 年間所得金額の計算

申込者および同居するお子さんひとりずつの年間所得を計算してください。
個々の所得を計算したら、全員分の所得を合計し、世帯の年間所得を算出してください。

《所得の計算方法》

・給与所得の方・・・3～4ページ ・事業等所得の方・・・5ページ

【注意】2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{申込者本人の年間所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{同居する子の年間所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間所得金額 (A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

(2) 控除金額の計算

適用される控除の金額を合計してください。
適用される控除の内容・金額は、6ページ「4. 各種控除」でご確認ください。

控除の種類		控除額
同居者・扶養親族控除	38万円×()人	円
老人扶養親族控除	10万円×()人	円
特定扶養親族控除	25万円×()人	円
障害者控除	障害者 27万円×()人 特別障害者 40万円×()人	円
寡婦控除	所得が27万円以上の方は27万円 所得27万円未満の方はその額	円
ひとり親控除	所得が35万円以上の方は35万円 所得35万円未満の方はその額	円
控除額の合計 (B)		円

(3) 月額所得の計算

年間所得金額 (A) と控除額の合計 (B) を《計算式》にあてはめ、**月額所得 (C) が 21万4千円以下 (多子世帯の場合は25万9千円以下) (*)** であるかを確認してください。

《計算式》

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間所得金額 (A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計 (B)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得 (C)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※ 家賃低廉化補助対象住宅入居者の所得上限額です。月額所得 (C) が21万4千円 (多子世帯の場合は25万9千円) を超える場合は、家賃の減額は受けられません。

《所得金額計算上の注意》

●次の収入は所得に含みません。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

●退職・廃業している場合

所得審査を受ける時点で失業中の方は、所得金額は0円となります。

●退職予定の方

現在妊娠中で、所得審査を受ける月から翌々月の月末までに、出産のために退職することが確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが所得審査のときに証明できる方は、所得金額は0円となります。

【参考】入居世帯の収入・所得金額の目安（給与所得の場合）

同居する子の数	年間収入金額	年間所得金額	月額所得
1人	約 4,800,000 円	約 3,298,000 円	214,000 円（※）
2人	約 5,276,000 円	約 3,678,000 円	214,000 円（※）

※ {年間所得金額－（同居者・扶養親族控除＋ひとり親控除）} ÷ 12

2. 給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート、アルバイト、事業専従者等）

- すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。
- 仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の勤務先に昨年の1月1日以前に就職し、昨年の1月から現在までの間に休職期間がない。

昨年分の源泉徴収票でお確かめください。

●勤務先が1か所の場合

ア「給与所得控除後の金額」欄に記入されている額から100,000円を差し引いた額が、ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の所得審査における所得金額となります。

●勤務先が2か所以上ある場合

それぞれの勤務先の源泉徴収票のイ「支払金額」を合計してから、次ページ表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名		(役職名)
		イ	ア	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	10歳未満扶養親族の数	
専従	老人	特定	老人	その他
		人	人	人

- 源泉徴収票がない場合は、昨年1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

2 現在の勤務先に昨年の1月2日以降に就職し、仕事を始めてから現在までの間に休職期間がない。

所得審査を受ける月の前月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

現在の勤務先に就職してから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

3 現在は復職しているが、昨年の1月から現在までの間に休職期間があった。

所得審査を受ける月の前月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

休職期間を除くと実際に働いた期間が12か月に満たない場合は、次ページ表1④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

4 仕事をしているが、現在、休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

2～4 計算上の注意

- 収入額とは、勤務先からの総支払額です。ただし、交通費や定期代などの課税対象外の収入を除きます。
- 勤務先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

3. 事業等所得の方（自営業・外交員等）

- ・事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。
- ・すでに廃業した仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。
- ・仕事を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の事業を開始した日が今年の1月1日以前で、確定申告をしている。

昨年分の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をお確かめください。

令和〇年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉 所得金額

所得金額等	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
	総合譲渡・一時 ⑩+!(⑩+②)×1/2	⑪	
	合計 ①から⑩までの計+⑪+⑫	⑫	

⑫「合計」から、

⑪「総合譲渡・一時」を差し引いた金額が所得金額です。

〈第二表〉 〇事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大 昭・平		
			明・大 昭・平		

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を「2. 給与所得の方」の計算式にあてはめて、「所得審査上の所得金額」に換算してください。

2 上記1以外の場合は、下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

① 営業した年月	② 収入 - 必要経費 = 所得金額
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
合計	か月 (A) 所得金額計 (B) 円

計算上の注意

- ① 営業した月数
- ② 所得金額の計算
 - ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
 - ・確定申告をしていないが、現在の仕事を始めたのが今年の1月1日以前の場合は、今年の1月から12月までの合計所得金額を計算してください。
なお、資格審査のときには確定申告していることが必要です。
 - ・現在の仕事を始めたのが今年の1月2日以降のときは、所得審査を受ける月の前月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。
- ③ 12か月分の所得金額の計算
現在の仕事を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

$$\textcircled{3} \frac{\text{(B) 所得金額計 []}}{\text{(A) 営業した月数 []}} \times 12 = 12 \text{ か月分の } \underline{\text{所得金額}}$$

4. 各種控除

次の「控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から控除額を差し引くことができます。

1 合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者）

※ 遠隔地扶養者とは、入居する者の所得税法上の扶養親族で、同居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、資格審査のときに課税証明書等で確認できる必要があります。

控除の種類	控除額	控除を受けられる方	備考
1 同居者・扶養親族控除	1人につき 38万円	次のいずれかにあてはまる人 (1) 同居親族 (2) 所得税法上の扶養親族のうち、同居親族以外の方	※全ての世帯に該当しますので、必ず控除してください。
2 老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方	
3 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の方	
4 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	5の特別障害者控除を受ける方は、4の障害者控除をあわせて受けることはできません。
5 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

2 控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族）

控除の種類	控除額	控除を受けられる方	備考
6 寡婦控除	27万円 (※所得が27万円未満の方は、その所得金額)	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります)	「7 ひとり親控除」に該当する方は、「6 寡婦控除」の適用はありません。
7 ひとり親控除	35万円 (※所得が35万円未満の方は、その所得金額)	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下である必要があります。